

販売パートナー契約条項

第1条【本契約条項の適用】

株式会社WEBマーケティング総合研究所(以下、「弊社」という)は、販売パートナー契約条項(以下、「本契約条項」という)を定め、販売パートナー契約(以下、「本契約」という)が成立した者(以下「販売パートナー」という)に対して、本契約条項に定める販売パートナー制度(以下、「本制度」という)を適用します。

第2条【定義】

本契約条項における用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) 本サービス
弊社が提供する本制度の対象となる各種サービス
- (2) 販売パートナー
本サービス利用希望者(3号参照)に対し販売(4号参照)をする個人、法人およびその他の団体の事業者
- (3) 本サービス利用希望者
本サービス利用の申込を検討している者
- (4) 販売行為
販売パートナーが本サービス利用希望者に対して何らかの形で申込を誘引し、申込意思を確定させ、本サービス利用希望者に対し本サービスの申込行為をさせる一連の行為
- (5) 顧客
本サービス利用希望者が販売パートナーとの販売行為により、本サービスを申し込んだ場合の弊社のサービス利用者

第3条【申込手続】

1. 本制度の申込は本契約条項に同意の上、弊社が定める方法によって行います。
2. 弊社は、申込に関して所定の審査を行います。そのために必要な資料の提出を求めることがあります。

第4条【契約期間】

本契約は本契約成立日から1年間継続し、その後は、その時点で有効な期間の終了の30日以上前にパートナーからもしくは弊社から更新拒絶の通知がなされない限り、同一の条件で1年ごとに自動更新されるものとします。

第5条【販売手数料】

1. 販売パートナーによる販売行為について、弊社は手数料を支払います。
2. 支払金額、及び時期については、別表にて定めます。
3. 販売手数料について販売パートナーの指定する銀行口座に振り込みます。振込手数料は弊社の負担とします。
4. 本サービス利用希望者および顧客から弊社に支払うべき請求の支払いがなかった場合、販売手数料は支払われません。
5. 販売手数料については、改訂することがあります。

第6条【報告義務】

弊社が必要と認める場合、次の事項を記載した報告書を弊社に提出するものとします。

- (1) 弊社が指定する期間中に販売した本サービスの種類、数量および販売代金の総額
- (2) 弊社が指定する期間中に販売した本サービスに係る販売手数料の金額
- (3) 販売行為に関する状況がわかる資料

第7条【販売目標額】

1. 弊社は必要に応じて、販売目標額を定めることがあります。
2. 販売パートナーが前項の目標額を達成できないときは、販売パートナーの資格を失うことがあります。

第8条【販売パートナー情報変更の届出義務】

1. 販売パートナーは、その住所、氏名、連絡先電話番号、電子メールアドレス、手数料振込用口座等に変更が生じたときは、遅滞なくその変更内容を弊社に届出するものとし、弊社から請求があった場合は、その変更内容を証明する書類を提出しなければならないものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、販売パートナーが不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が販売パートナーに不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

第9条【電子メールによる応答義務】

1. 販売パートナーは、常に弊社からの電子メールが、事前に弊社に届出た電子メールアドレスへ、確実に到達しうるようにし、弊社から依頼のあった場合、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。
2. 弊社は、販売パートナーに対し、有益と思われる情報を電子メールで送信する場合があります。

第10条【解約】

1. 販売パートナーが本契約の解約を希望する場合は、書面で解約の届出をするものとします。
2. 前項による届出の受領は、当月末日までに弊社に到着したものを当月受領分とし、その翌月末日をもって本契約が終了するものとします。
3. 販売パートナーによる本契約の解約の場合、当社は、既に受領した利用料金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。
4. 販売パートナーによる本契約の解約の場合、解約時点において発生している利用料金その他の債務の履行は、本契約条項に基づいてなされるものとします。

第11条【契約終了後の処置】

本契約が終了した場合には、終了の事由を問わず、販売パートナーは、弊社の指示に従い、弊社サービスに関する資料、マニュアル等一切の著作物を、弊社に返還または破棄するものとします。

第 12 条【弊社による解約】

弊社は、販売パートナーが次の各号の一に該当するとき、販売パートナーに対し何ら催告なく本契約を解約できるものとします。

- (1) 本契約条項の条項に違反し、本制度の提供にふさわしくないと弊社が判断したとき
- (2) 仮差押、差押、競売、破産開始、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申立を受けたとき、または租税滞納処分を受けたとき
- (3) 手形または小切手が不渡りとなったとき、その他財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (4) 解散または合併したとき
- (5) すべての作業を弊社に任せようとする場合、怒鳴りつけたり高圧的な態度をとったりする場合、弊社がやっ
て当然だと一方的な要求をする場合など、良好な関係が築けずお互いの信頼関係が破綻し、今後の成果
をあげるのには困難と弊社が判断したとき
- (6) その他、弊社が販売パートナーとして不相当と判断したとき

第 13 条【秘密保持】

弊社および販売パートナーは、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。

第 14 条【譲渡の禁止】

販売パートナーは、本契約上の地位または本契約に基づく一切の権利もしくは義務を、弊社の書面による事前の同意なく第三者に譲渡または担保の目的に供してはなりません。

第 15 条【本契約の有効性および個別性】

本契約のいずれかの規定が無効または違法であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効とします。

第 16 条【準拠法】

本契約条項に関する準拠法は、日本法とします。

第 17 条【合意管轄】

本契約に関して生じた弊社と販売パートナーとの間の紛争については、弊社本店所在地を管轄する裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

第 18 条【協力義務】

本契約条項に定めのない事項について弊社と販売パートナーは、誠意をもって協議解決するように努力するものとします。

別表:販売パートナー 手数料

別表 1 支払金額

1. 契約コミッション

契約コミッションとは、顧客が初回に支払う初期費用および最低契約期間分に対するコミッションとする。

費用	契約コミッション額(税別)
税別初期費用 19,800 円以下のサービス	10,000 円
税別初期費用 19,801 円以上のサービス	30,000 円
複数契約割引(※)の対象となる契約で税別初期費用 19,800 円以下のサービス	5,000 円
複数契約割引(※)の対象となる契約で税別初期費用 19,801 円以上のサービス	10,000 円

※既に弊社のサービスを申し込んでおり、複数サービス利用者の場合、複数契約割引の対象となることがある

契約コミッションの集計対象期間は以下の通りとする。

- ・ 1/1～3/31
- ・ 4/1～6/30
- ・ 7/1～9/30
- ・ 10/1～12/31

2. 月額コミッション

月額コミッションとは、1 サイトあたりの 1 ヶ月分の弊社サービス利用料に対するコミッションである。最低契約期間満了後に発生する。最低契約期間満了後、5 年間のみ有効となる。コミッション査定対象期間の新規契約数に応じて金額は変動し、受注連絡フォームが届いた時点で 1 サイトとカウントする。ただし、集計時に未払いやキャンセルされたサイトはカウントしない。

費用種別	契約コミッション額(税別)
対象期間の新規契約数が 5 サイト未満	1,000 円
対象期間の新規契約数が 5 サイト以上	2,000 円

月額コミッションの査定・集計対象期間は以下の通りとする。

- ・ 1/1～3/31
- ・ 4/1～6/30
- ・ 7/1～9/30
- ・ 10/1～12/31

別表 2 支払方法(第 5 条)

各コミッションの集計対象期間の翌月末とする

コミッション集計期間	支払日
1/1～3/31	4/30
4/1～6/30	7/31
7/1～9/30	10/31
10/1～12/31	1/31

※支払日が銀行営業日でないときは、翌営業日とする。